

2026 年 10 月 1 日（木）をもって下記各種規約を一部改訂いたします。

《エポスカード規約》

改訂前	改訂後
第 1 条（会員） 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社エポスカード（以下「当社」という）に入会のお申し込みをされ、当社が入会を認めた方（以下「会員」という）をいいます。契約は当社が入会を認めた日に成立するものとします。なお、入会お申し込みの際、別途記載する場合を除き、当社が会員から書面を受領することはありません。	第 1 条（会員） 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社エポスカード（以下「当社」という）に入会のお申し込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。契約は当社が入会を認めた日に成立するものとします。なお、入会お申し込みの際、別途記載する場合を除き、当社が会員から書面を受領することはありません。
第 2 条（カードの発行） [1] 本規約が適用されるクレジットカードは、当社と直接契約している加盟店および Visa マークが表示されている国内外の Visa Worldwide Pte. Limited に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店で利用できる「Visa カード」、当社と直接契約している加盟店でのみ利用できる「プロパーカード」の 2 種類（以下あわせて「カード」という）とします。	第 2 条（カードの発行） [1] 本規約が適用されるクレジットカードは、当社と直接契約している加盟店および Visa マークが表示されている国内外の Visa Worldwide Pte. Limited に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店（以下「加盟店」という）で利用できる「Visa カード」、当社と直接契約している加盟店でのみ利用できる「プロパーカード」の 2 種類（以下あわせて「カード」という）とします。
第 4 条（カードの利用方法） [1] 会員は、当社と直接契約している加盟店および Visa マークが表示されている国内外の Visa Worldwide Pte. Limited に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）で、カードを提示し、伝票等への署名、暗証番号の端末機等への入力、ウェブサイトへのカード番号・暗証番号等の入力、その他の	第 4 条（カードの利用方法） [1] 会員は、加盟店で、カードを提示するとともに、伝票等へ署名することまたは暗証番号を端末機等へ入力すること、ウェブサイトへカード番号・暗証番号等を入力すること、その他の当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることがで

当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。なお、伝票等への署名およびカード番号・暗証番号等の入力での本人認証ができなかった場合、カードの利用ができないことがあります。また、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、会員は、当社が会員に代わり商品購入代金を加盟店へ立替払いをすること、および商品等の購入を取り消すときには会員自身が直接加盟店にお手続きいただくことを、あらかじめ承諾するものとします。	きます（以下「商品購入」という）。なお、伝票等への署名およびカード番号・暗証番号等の入力での本人認証ができなかった場合、カードの利用ができないことがあります。また、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、会員は、当社が会員に代わり商品購入代金を加盟店へ立替払いをすること、および商品等の購入を取り消すときには会員自身が直接加盟店にお手続きいただくことを、あらかじめ承諾するものとします。
第 6 条（継続的利用代金等のお支払い） [1]通信サービス料金やその他継続的に発生するサービスの事業提供者並びに当社が認めた事業者（本条において「継続的サービス事業提供者等」という）との契約で料金の継続的なお支払いにカードの利用を希望される場合、継続的サービス事業提供者等を通じた申し出を当社が承諾すると、当社は会員に代わって料金を継続的サービス事業提供者等に支払い、会員は第 7 条により当社にお支払いをさせていただきます。	第 6 条（継続的利用代金等のお支払い） [1]通信サービス料金やその他継続的に発生するサービスの事業提供者並びに当社が認めた事業者（本条において「継続的サービス事業提供者等」という）との契約で料金の継続的なお支払いにカードの利用を希望される場合、継続的サービス事業提供者等を通じた申し出を当社が承諾すると、当社は会員に代わって料金を継続的サービス事業提供者等に支払い、会員は第 7 条により当社に支払うものとします。
第 10 条（支払停止の抗弁） [5] [1] の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) カードの利用が 1 回払いのとき。 (2) カード利用に係る売買契約が会員にとって営業のために、もしくは営業として締結したものであるとき。 (3) リボルビング払いの場合で、1 回のカード利用に係る商品等の現金価格が 3 万 8,000 円に満たないとき。	第 10 条（支払停止の抗弁） [5] [1] の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (1) カードの利用が 1 回払いのとき。 (2) カード利用に係る売買契約が会員にとって営業のために、もしくは営業として締結したものであるとき。 (3) リボルビング払いの場合で、1 回のカード利用に係る商品等の現金価格が 3 万 8,000 円に満たないとき。

(4) 分割払い、2 回払い、ボーナス一括払いの場合で、1 回のカード利用に係る支払総額が 4 万円に満たないとき。 (5) 海外加盟店でカードを利用したとき。 (6) 会員による支払停止の申し出内容が信義に反すると認められるとき。 (7) [1] (1) ～ (3) が会員の責に帰すべき事由により生じているとき。	(4) 分割払い、2 回払い、ボーナス一括払いの場合で、1 回のカード利用に係る支払総額が 4 万円に満たないとき。 (5) 日本国外でカードを利用したとき。 (6) 会員による支払停止の申し出内容が信義に反すると認められるとき。 (7) [1] (1) ～ (3) が会員の責に帰すべき事由により生じているとき。
第 12 条（キャッシングの返済方式等） [6] 繰り上げ払い、増額払いについては以下のとおりとします。 a. 繰り上げ払い：原則として、支払日前であっても、当社の指定する ATM 等でお支払い等により返済金を繰り上げて支払うことができます。この場合にお支払いいただく利息は、実際に支払う日までの日割計算によって求めた金額とします。なお、1 回払いの繰り上げ返済については、一部入金はできません。 b. 増額払い：締切日から支払日前の一定の期日までの間は増額支払金としてお支払いいただくことができます。この場合、直後に訪れるお支払日にも返済金をお支払いいただきます。	第 12 条（キャッシングの返済方式等） [6] 繰り上げ払い、増額払いについては以下のとおりとします。 a. 繰り上げ払い：原則として、支払日前であっても、当社の指定する ATM 等でお支払い等により返済金を繰り上げて支払うことができます。この場合にお支払いいただく利息は、実際に支払う日までの日割計算によって求めた金額とします。なお、1 回払いの繰り上げ返済については、一部入金はできません。 b. 増額払い：締切日から支払日前の一定の期日までの間は増額返済金としてお支払いいただくことができます。この場合、直後に訪れるお支払日にも返済金をお支払いいただきます。
第 22 条（反社会的勢力等の排除） [1] 会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団（構成員の集团的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者）	第 22 条（反社会的勢力等の排除） [1] 会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団（構成員の集团的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者）

(2) 総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者） (3) 特殊知能暴力集団等	(2) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業） (3) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (4) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者） (5) 特殊知能暴力集団等（（１）～（４）に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人） (6) 上記（１）～（５）に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7) テロリスト等、日本政府または外国政
---	--

(4) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる者	府が経済制裁の対象として指定する者 (8) その他上記 (1) ～ (7) に準ずる者
[3]会員は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	[2]会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる行為
[2]当社が、会員が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。 [4]会員が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [3] の確約に違反した場合、第 23 条 [1] (3) への該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	[3]当社が、会員が [1] [2] に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。 [4]会員が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [2] の確約に違反した場合、第 23 条 [1] (3) への該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。
第 23 条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等） [1]当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただき	第 23 条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等） [1] 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合または当社が該当したと判断した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止（カードショッピングの全部又は一部の利用停止、カードキャッシングの全部又は一部の利用停止及びカード付帯サービス・機能の全部又は一

ます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。 (7)日本国籍を保有せずに日本国に居住している会員が、在留期間を更新せずに日本国を出国し、当社に届け出ている在留期間が超過したとき。および、会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。 (8)換金目的によるショッピング利用等会員のカード利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (9)暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または加盟店に対する法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。 (10)その他当社が会員として不適格と判断したとき。	部の利用停止を含む）、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。 (7) 日本国籍を保有せずに日本国に居住している会員が、在留期間を更新せずに日本国を出国し、当社に届け出ている在留期間が超過したとき。および、会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。 (8) 換金目的によるショッピング利用等会員のカード利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (9)当社が認識した事由に起因して不正被害を未然に防止する必要があると当社が判断したとき。 (10) 会員が、自らまたは第三者を利用して暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または加盟店に対する法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。 (11)その他合理的な理由に基づき、当社が会員として不適格と判断したとき。
第 24 条（日本国外でのカードの利用） 日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。 (1)商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレート	第 24 条（日本国外でのカードの利用） 日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。 (1)商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合（カード利用が日本国内であるものを含む）、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集

で円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金に 3.85% を乗じた金額が別途加算されます。 (2) 商品購入代金等のお支払方法は 1 回払いとします。 (3) 海外で外国通貨建てでキャッシングを利用した場合の借入元金は、前記の国際提携組織が決済をした時点のその指定するレートで円に換算した円貨とします。なお、海外 ATM 利用手数料は、ご利用金額が 1 万円以下の場合は 110 円（税込）、1 万円を超える場合は 220 円（税込）となります。 (4) この規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。 (5) 当社は、当社の指定する国におけるカード利用を国情等のやむを得ない事情の発生により予告なく中止または停止することがあります。	中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金等に 3.85% を乗じた金額が別途加算されます。 (2) 商品購入代金等のお支払方法は 1 回払いとします。 (3) 外国通貨建てでキャッシングを利用した場合の借入元金は、前記の国際提携組織が決済をした時点のその指定するレートで円に換算した円貨とします。なお、海外 A T M 利用手数料として、ご利用金額が 1 万円以下の場合は 110 円（税込）、1 万円を超える場合は 220 円（税込）が別途加算されます。 (4) この規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。 (5) 当社は、当社の指定する国におけるカード利用を国情等のやむを得ない事情の発生により予告なく中止または停止することがあります。
第 26 条（本規約の変更等） [1] 当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知する方法、または本会員に通知する方法等により、本会員にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。変更等の内容について、会員は次の各号に該当する場合、承諾の意思表示を行ったものと	第 26 条（本規約の変更等） [1] 当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知する方法、または会員に通知する方法等により、会員にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。変更等の内容について、会員は次の各号に該当する場合、承諾の意思表示を行ったものとし、当該意思表

し、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。	示をもって本規約が変更されるものとします。
------------------------------	-----------------------

《エポスゴールドカード特約》

改訂前	改訂後
第2条（会員） 会員とは、本特約、エポスカード規約およびカード規約とともに適用される特約を承認のうえ入会を申し込み、当社が入会を認めた方、または有効期限更新時に所定の条件を満たし当社がエポスゴールド会員と認め、エポスゴールドカードを発行した方（以下「会員」という）をいいます。	第2条（会員） 会員とは、本特約、エポスカード規約およびカード規約とともに適用される特約を承認のうえ入会を申し込み、当社が入会を認めた方、または有効期限更新時に所定の条件を満たし当社がエポスゴールド会員と認め、エポスゴールドカードを発行した方をいいます。

《エポスプラチナカード特約》

改訂前	改訂後
第2条（会員） 会員とは、本特約、エポスカード規約およびカード規約とともに適用される特約を承認のうえ入会を申し込み、当社が入会を認めた方（以下「会員」という）をいいます。	第2条（会員） 会員とは、本特約、エポスカード規約およびカード規約とともに適用される特約を承認のうえ入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。
第3条（年会費） 会員には、所定の期日に、所定の年会費をお支払いいただきます。なお、所定の年会費をお支払いされていない場合は、エポスプラチナカードのサービス・特典をご利用いただけない場合があります。また、年会費は理由のいかんを問わずお返しいたしません。	第3条（年会費） 会員には、所定の期日に、所定の年会費をお支払いいただきます。なお、所定の年会費をお支払いされていない場合は、エポスプラチナカードのサービス・特典をご利用いただけない場合があります。また、年会費は理由の如何を問わずお返しいたしません。

≪個人情報の取り扱いに関する同意条項≫

改訂前	改訂後
第1条（個人情報の取得・保有・利用） [1]会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および会員が当社に届け出た事項 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報、および会員の容貌画像情報 (6)お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報	第1条（個人情報の取得・保有・利用） [1]会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)会員が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報、および会員の容貌画像情報

(略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3]当社が第三者（以下「提携先等」という）と提携または共同で発行するクレジットカード（以下「カード」という）を共同発行する場合は、当該会社が1、(5)の情報を取得することがあります。	(6)来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む） (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3]当社が提携する第三者（以下「提携先等」という）と発行するクレジットカード（以下「提携クレジットカード」という）の場合は、当該提携先等が1の情報を取得することがあります。
第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報（(1)①）を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
第11条（提携または共同で発行するカードの特則） 会員が、当社が提携先等と提携または共同で発行するクレジットカード会員である場合は、本同意条項のほか、別途規定される特約同意条項が適用されます(当該条項が存在する場合に限る)。	第11条（提携クレジットカードの特則） 会員が、提携クレジットカード会員である場合は、本同意条項のほか、別途規定される特約同意条項が適用されます(当該条項が存在する場合に限る)。

《個人情報の共同利用について》

改訂前	改訂後
(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

《エポス Net 利用規約》

改訂前	改訂後
第 12 条（個人情報の取扱い） [2] 当社は、前項の個人情報を、当社通常の営業活動目的や利用者に有益と思われる情報提供のために利用できるものとします。また、統計資料などの形式で利用できるものとします。 【個人情報管理責任者】 当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（コンプライアンス部長）を設置しております。	第 12 条（個人情報の取扱い） [2] 当社は、前項の個人情報を、当社通常の営業活動目的や利用者に有益と思われる情報、および当社が重要と判断した情報提供のために利用できるものとします。また、統計資料などの形式で利用できるものとします。 【個人情報管理責任者】 当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（コンプライアンス部長）を設置しております。

《エポスオーナーカード（ビジネス）規約》

改訂前	改訂後
第 2 条（カードの発行） [2] 本規約が適用されるクレジットカードは、本規約に基づきカード使用者に発行され、当社と直接契約している加盟店および Visa マークが表示されている国内外の Visa Worldwide Pte. Limited に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店で利用できる「Visa カード」（以下「カード」という）とします。	第 2 条（カードの発行） [2] 本規約が適用されるクレジットカードは、本規約に基づきカード使用者に発行され、当社と直接契約している加盟店および Visa マークが表示されている国内外の Visa Worldwide Pte. Limited に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店（以下「加盟店」という）で利用できる「Visa カード」（以下「カード」という）とします。
第 4 条（カードの利用方法） [1] 会員は、当社と直接契約している加盟店および Visa マークが表示されている	第 4 条（カードの利用方法） [1] 会員は、加盟店で、カードを提示するとともに、伝票等へ署名することまた

国内外の Visa Worldwide Pte. Limited に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）で、カードを提示し、伝票等への署名、暗証番号の端末機等への入力、ウェブサイトへのカード番号・暗証番号等の入力、その他の当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。なお、伝票等への署名およびカード番号・暗証番号等の入力での本人認証ができなかった場合、カードの利用ができないことがあります。また、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、会員は、当社が会員に代わり商品購入代金を加盟店へ立替払いをすること、および商品等の購入を取り消すときには会員自身が直接加盟店にお手続きいただくことを、あらかじめ承諾するものとします。	は暗証番号を端末機等へ入力すること、ウェブサイトへカード番号・暗証番号等を入力すること、その他の当社が定める方法により、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。なお、伝票等への署名およびカード番号・暗証番号等の入力での本人認証ができなかった場合、カードの利用ができないことがあります。また、一部カードのご利用ができない商品等もございます。なお、会員は、当社が会員に代わり商品購入代金を加盟店へ立替払いをすること、および商品等の購入を取り消すときには会員自身が直接加盟店にお手続きいただくことを、あらかじめ承諾するものとします。
第 6 条（継続的利用代金等のお支払い） [1] 通信サービス料金やその他継続的に発生するサービスの事業提供者並びに当社が認めた事業者（本条において「継続的サービス事業提供者等」という）との契約で料金の継続的なお支払いにカードの利用を希望される場合、継続的サービス事業提供者等を通じた申し出を当社が承諾すると、当社は会員に代わって料金を継続的サービス事業提供者等に支払い、会員は第 7 条により当社にお支払いをしていただきます。	第 6 条（継続的利用代金等のお支払い） [1] 通信サービス料金やその他継続的に発生するサービスの事業提供者並びに当社が認めた事業者（本条において「継続的サービス事業提供者等」という）との契約で料金の継続的なお支払いにカードの利用を希望される場合、継続的サービス事業提供者等を通じた申し出を当社が承諾すると、当社は会員に代わって料金を継続的サービス事業提供者等に支払い、会員は第 7 条により当社に支払うものとします。
第 21 条（反社会的勢力等の排除） [1] 会員および実質的支配者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。	第 21 条（反社会的勢力等の排除） [1] 会員および実質的支配者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者） (2)総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者） (3)特殊知能暴力集団等	(1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） (2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業） (3)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (4)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者） (5)特殊知能暴力集団等（（1）～（4）に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人） (6)上記（1）～（5）に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威
--	---

(4) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる者	力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8) その他上記 (1) ～ (7) に準ずる者
[3] 会員および実質的支配者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	[2] 会員および実質的支配者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる行為
[2] 当社が、会員および実質的支配者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。	[3] 当社が、会員および実質的支配者が[1] [2]に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。

[4]会員および実質的支配者が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[3]の確約に違反した場合、第 22 条[1] (3) への該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。また、会員が[1]のいずれかに該当し、会員資格を喪失した場合、カード使用者の個人カードの会員資格もあわせて喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	[4]会員および実質的支配者が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[2]の確約に違反した場合、第 22 条[1] (3) への該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。また、会員が[1]のいずれかに該当し、会員資格を喪失した場合、カード使用者の個人カードの会員資格もあわせて喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。
第 22 条（会員資格の喪失、退会およびカード・個人カードの利用停止等） [1]当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードおよびカード使用者の個人カードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。 (略) (10)換金目的によるショッピング利用等会員のカード利用状況が適当でないと当社が判断したとき。	第 22 条（会員資格の喪失、退会およびカード・個人カードの利用停止等） [1]当社は、会員が次のいずれかに該当した場合または当社が該当したと判断した場合には、会員に通知することなくカードおよびカード使用者の個人カードのご利用停止（カードショッピングの全部又は一部の利用停止、カードキャッシングの全部又は一部の利用停止及びカード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含む）、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。 (略) (10) 換金目的によるショッピング利用等会員のカード利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (11)当社が認識した事由に起因して不正被害を未然に防止する必要があると当社が判断したとき。

(11)暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または加盟店に対する法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。 (13)その他当社が会員として不適格と判断したとき。	(12) 会員が、自らまたは第三者を利用して暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または加盟店に対する法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。 (13)会員および実質的支配者が日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する国・地域等との直接・間接的な取引を行っている」と当社が判断したとき。 (14)その他合理的な理由に基づき、当社が会員として不適格と判断したとき。
第 23 条（日本国外でのカードの利用） 日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。 商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金に 3.85% を乗じた金額が別途加算されます。 (2)商品購入代金等のお支払方法は 1 回払いとします。 (3)海外で外国通貨建てで借入れを利用した場合の借入元金は、前記の国際提携組織が決済をした時点のその指定するレートで円に換算した円貨とします。なお、	第 23 条（日本国外でのカードの利用） 日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。 (1)商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合（カード利用が日本国内であるものを含む）、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金等に 3.85% を乗じた金額が別途加算されます。 (2)商品購入代金等のお支払方法は 1 回払いとします。 (3)外国通貨建てで借入れを利用した場合の借入元金は、前記の国際提携組織が決済をした時点のその指定するレートで円に換算した円貨とします。なお、海外 A

海外 ATM 利用手数料は、ご利用金額が 1 万円以下の場合は 110 円（税込）、1 万円を超える場合は 220 円（税込）となります。	TM利用手数料として、ご利用金額が 1 万円以下の場合は 110 円（税込）、1 万円を超える場合は 220 円（税込）が別途加算されます。
第 25 条（本規約の変更等） [1]当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知する方法、または本会員に通知する方法等により、本会員にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。変更等の内容について、会員は次の各号に該当する場合、承諾の意思表示を行ったものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。	第 25 条（本規約の変更等） [1]当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知する方法、または会員に通知する方法等により、会員にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。変更等の内容について、会員は次の各号に該当する場合、承諾の意思表示を行ったものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

《会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード（ビジネス）規約）》

改訂前	改訂後
第1条（会員情報の取得・保有・利用） [1]会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「会員情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 （1）所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の法人名、法人代表者（カード使用者）の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が当社に届け出た事項 （2）本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 （3）本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 （4）本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した決算書、資金繰り表等によって収集した収入等の情報 （5）犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、法人会員の本人確認書類等	第1条（会員情報の取得・保有・利用） [1]会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「会員情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 （1）会員が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載した会員の法人名、法人代表者（カード使用者）の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、メールアドレス等、会員が当社に届け出た事項 （2）本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、口座等のご利用状況および契約に関する情報 （3）本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 （4）本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した決算書、資金繰り表等によって収集した収入等の情報 （5）犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、法人会員の本人確認書類等

の記載事項 (6)お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報 (略) [2] 当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が会員保護の措置を講じたうえで、[1]により収集した会員情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3]当社が第三者（以下「提携先等」という）と提携または共同で発行するクレジットカード（以下「カード」という）を共同発行する場合は、当該会社が[1]（1）、（5）の情報を収集することがあります。	の記載事項 (6)来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む） (略) [2] 当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が会員保護の措置を講じたうえで、[1]により収集した会員情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3]当社が提携する第三者（以下「提携先等」という）と発行するクレジットカード（以下「提携クレジットカード」という）の場合は、当該提携先等が[1]（1）の情報を収集することがあります。
---	--

《会員情報の共同利用について（エポスオーナーカード（ビジネス）規約）》

改訂前	改訂後
（４）会員データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	（４）会員データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

《エポス オーナーNet 利用規約》

改訂前	改訂後
第 11 条（会員情報の取扱い） [2]当社は、前項の会員情報を、当社通常の営業活動目的や利用者に有益と思われる情報提供のために利用できるものとし	第 11 条（会員情報の取扱い） [2]当社は、前項の会員情報を、当社通常の営業活動目的や利用者に有益と思われる情報、および当社が重要と判断した情

ます。また、統計資料などの形式で利用できるものとします。	報提供のために利用できるものとします。また、統計資料などの形式で利用できるものとします。
------------------------------	--

《運転免許クレジット規定》

改訂前	改訂後
第2条（分割支払金の支払方法） [3] 会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円（税込）を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。	第2条（分割支払金の支払方法） [3] 申込者が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円（税込）を申込者は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。
第13条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者）	第13条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） (2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは

(2) 総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者） (3) 特殊知能暴力集団等 (4) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5) その他上記（1）～（4）に準ずる者	関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業） (3) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (4) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者） (5) 特殊知能暴力集団等（（1）～（4）に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人） (6) 上記（1）～（5）に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8) その他上記（1）～（7）に準ずる者
[3] 申込者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用	[2] 申込者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為

いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	を行わないことを確約するものとします。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5)その他上記(1)～(4)に準ずる行為
[2]当社が、申込者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4]申込者が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[3]の確約に違反した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	[3]当社が、申込者が[1][2]に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4]申込者が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[2]の確約に違反した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。
第16条（本規約の変更等） 当社は、本規約の一部または全部を変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、あらかじめ変更等の内容を公表または通知する方法等により、その内容を申込者に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。	第16条（本規約の変更等） 当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知する方法、または申込者に通知する方法等により、申込者にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。

＜個人情報取り扱いに関する同意条項（運転免許クレジット規定）＞

改訂前	改訂後
第1条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下	第1条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の

「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に申込者が記載した申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および申込者が当社に届け出た事項 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5) 申込者の本人確認書類によって本人確認を行った際に取得した情報 (6)お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報 (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取	与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)申込者が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5) 申込者の本人確認書類によって本人確認を行った際に取得した情報 (6)来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む） (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得
---	--

得した個人情報当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3] 申込者は、当社が以下の個人関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）	した個人情報当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3] 申込者は、当社が以下の個人関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）
第3条（個人情報信用情報機関が保有する個人情報信用情報の利用および個人情報信用情報機関への個人情報信用情報の提供） 個人情報信用情報機関による個人情報信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人情報信用情報機関による加盟事業者に対する個人情報信用情報の提供 当社が加盟する個人情報信用情報機関は、個人情報信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人情報信用情報（(1)①）を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	第3条（個人情報信用情報機関が保有する個人情報信用情報の利用および個人情報信用情報機関への個人情報信用情報の提供） 個人情報信用情報機関による個人情報信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人情報信用情報機関による加盟事業者に対する個人情報信用情報の提供 当社が加盟する個人情報信用情報機関は、個人情報信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人情報信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

《個人情報の共同利用について（運転免許クレジット規定）》

改訂前	改訂後
（4）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	（4）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

《デンタルクレジット規定》

改訂前	改訂後
第2条（分割支払金の支払方法） [3]会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円（税込）を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。	第2条（分割支払金の支払方法） [3]申込者が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円（税込）を申込者は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。
第13条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者）	第13条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） (2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業） (3)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法

(2) 総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者） (3) 特殊知能暴力集団等 (4) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5) その他上記（1）～（4）に準ずる者	行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (4) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者） (5) 特殊知能暴力集団等（（1）～（4）に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人） (6) 上記（1）～（5）に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8) その他上記（1）～（7）に準ずる者
[3] 申込者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	[2] 申込者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

	(3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5)その他上記 (1) ～ (4) に準ずる行為
[2]当社が、申込者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4] 申込者が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [3] の確約に違反した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	[3]当社が、申込者が [1] [2] に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4] 申込者が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [2] の確約に違反した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。
第 15 条（本規約の変更等） 当社は、本規約の一部または全部を変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、あらかじめ変更等の内容を公表または通知する方法等により、その内容を申込者に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。	第 15 条（本規約の変更等） 当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ (https://www.eposcard.co.jp) において告知する方法、または申込者に通知する方法等により、申込者にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。

≪個人情報の取り扱いに関する同意条項（デンタルクレジット規定）≫

改訂前	改訂後
第 1 条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで	第 1 条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じ

取得・保有・利用することに同意します。

(1)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に申込者が記載した申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および申込者が当社に届け出た事項

(2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数

(3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

(4)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報

(5) 申込者の本人確認書類によって本人確認を行った際に取得した情報

(6)お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報

(略)

[2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

たうえで取得・保有・利用することに同意します。

(1)申込者が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報

(2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報

(3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

(4)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報

(5) 申込者の本人確認書類によって本人確認を行った際に取得した情報

(6)来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む）

(略)

[2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

[3] 申込者は、当社が以下の個人情報関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）	[3] 申込者は、当社が以下の個人情報関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）
第3条（個人情報信用情報機関が保有する個人情報信用情報の利用および個人情報信用情報機関への個人情報信用情報の提供） 個人情報信用情報機関による個人情報信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人情報信用情報機関による加盟事業者に対する個人情報信用情報の提供 当社が加盟する個人情報信用情報機関は、個人情報信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人情報信用情報（(1)①）を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	第3条（個人情報信用情報機関が保有する個人情報信用情報の利用および個人情報信用情報機関への個人情報信用情報の提供） 個人情報信用情報機関による個人情報信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人情報信用情報機関による加盟事業者に対する個人情報信用情報の提供 当社が加盟する個人情報信用情報機関は、個人情報信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人情報信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

《個人情報の共同利用について（デンタルクレジット規定）》

改訂前	改訂後
（4）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	（4）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

《引越しクレジット規定》

改訂前	改訂後
第2条 （分割支払金の支払方法） [3]会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円（税込）を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。	第2条 （分割支払金の支払方法） [3]申込者が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円（税込）を申込者は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。

第 12 条（反社会的勢力等の排除）

[1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者）

(2)総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者）

(3)特殊知能暴力集団等

第 12 条（反社会的勢力等の排除）

[1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者）

(2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

(3)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

(4)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

(5)特殊知能暴力集団等（（１）～（４）に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不

(4) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる者	正の中核となっている集団または個人) (6)上記 (1) ～ (5) に掲げるもの (以下「暴力団員等」といいます。) の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7)テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8)その他上記 (1) ～ (7) に準ずる者
[3]申込者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	[2]申込者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5)その他上記 (1) ～ (4) に準ずる行為
[2]当社が、申込者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4] 申込者が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [3] の確約に違反	[3]当社が、申込者が[1] [2] に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4] 申込者が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [2] の確約に違反し

した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	た場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。
第 14 条（本規約の変更等） 当社は、本規約の一部または全部を変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、あらかじめ変更等の内容を公表または通知する方法等により、その内容を申込者に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。	第 14 条（本規約の変更等） 当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改訂（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知する方法、または申込者に通知する方法等により、申込者にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。

≪個人情報の取り扱いに関する同意条項（引越しクレジット規定）≫

改訂前	改訂後
第 1 条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に申込者が記載した申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および申込者が当社に届け出た事項 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数	第 1 条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)申込者が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報

(3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5) 申込者の本人確認書類によって本人確認を行った際に取得した情報 (6)お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報 (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3] 申込者は、当社が以下の個人関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）	(2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5) 申込者の本人確認書類によって本人確認を行った際に取得した情報 (6)来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む） (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3] 申込者は、当社が以下の個人関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）
第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供）	第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供）

個人情報情報機関による個人情報情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人情報情報機関による加盟事業者に対する個人情報情報の提供 当社が加盟する個人情報情報機関は、個人情報情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人情報情報（(1)①）を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	個人情報情報機関による個人情報情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人情報情報機関による加盟事業者に対する個人情報情報の提供 当社が加盟する個人情報情報機関は、個人情報情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人情報情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
--	--

≪個人情報の共同利用について（引越しクレジット規定）≫

改訂前	改訂後
（４）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	（４）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

≪Apple 専用分割プログラム(残価設定プラン)利用規約 ≫

改訂前	改訂後
第 13 条（期限の利益喪失等） [2]申込者は、次のいずれかに該当したときは、当社からの通知・請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。 (4)換金目的等、利用者の利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (5)暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または販売会社に対する法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。 (6)その他当社が申込者として不適格と判断したとき。	第 13 条（期限の利益喪失等） [2]申込者は、次のいずれかに該当したときは、当社からの通知・請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。 (4)申込者が死亡したことを当社が知ったとき。 (5)換金目的等、申込者の利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (6)申込者が、自らまたは第三者を利用して暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または販売会社に対する法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。 (7)その他合理的な理由に基づき、当社が申込者として不適格と判断したとき。
第 19 条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者） (2)総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者） (3)特殊知能暴力集団等 (4)テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者	第 19 条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） (2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維

(5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる者	持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業) (3) 総会屋等 (総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者) (4) 社会運動等標ぼうゴロ (社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者) (5) 特殊知能暴力集団等 ((1) ～ (4) に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人) (6) 上記 (1) ～ (5) に掲げるもの (以下「暴力団員等」といいます。) の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8) その他上記 (1) ～ (7) に準ずる者
[3] 申込者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等	[2] 申込者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる行為
[2]当社が、申込者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じるものとします。	[3]当社が、申込者が [1] [2] に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。
[4]申込者が [1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [3] に確約に違反した場合、本契約に基づく債務につき期限の利益を喪失し、債務残額を一括して支払うものとします。	[4]申込者が、[1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または [2] の確約に違反した場合、第 13 条[2](1)への該当により期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。

≪個人情報の取り扱いに関する同意条項 (Apple 専用分割プログラム(残価設定プラン)利用規約) ≫

改訂前	改訂後
第 1 条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 （1）所定の申込書（電磁的申込書を含む）に申込者が記載した申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および申込者が当社に届け出た事項	第 1 条（個人情報の取得・保有・利用） [1]申込者は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 （1）申込者が所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構

(2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 (5) お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報	成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報 (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報 (5) 来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む）
第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） [3]個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 申込者は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による申込者および当該会員の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する個人信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 （3）個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報（(1)①）を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） [3]個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 申込者は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による申込者および当該申込者の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する個人信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 （3）個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
第10条 ※2026年4月1日現在	第10条 ※2026年10月1日現在
・共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	・共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

≪個人情報の共同利用について（Apple 専用分割プログラム(残価設定プラン)利用規約）≫

改訂前	改訂後
（４）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	（４）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

≪個人情報の取り扱いに関する同意条項（分譲マンション管理費収納規定）≫

改訂前	改訂後
第１条（個人情報の取得・保有・利用） [1]会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および会員が当社に届け出た事項 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会	第１条（個人情報の取得・保有・利用） [1]会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 (1)会員が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報 (2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報 (3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 (4)本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会

員が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報、および会員の容貌画像情報 (6)お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報 (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3]当社が第三者（以下「提携先等」という）と提携または共同で発行するクレジットカード（以下「カード」という）を共同発行する場合は、当該会社が[1]（1）、（5）の情報を取得することがあります。	員が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (5)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報、および会員の容貌画像情報 (6)来店、お電話等でのお問い合わせ、ご連絡等により当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む） (略) [2]当社が本契約に関する事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。 [3]当社が提携する第三者（以下「提携先等」という）と発行するクレジットカード（以下「提携クレジットカード」という）の場合は、当該提携先等が[1]（1）の情報を取得することがあります。
第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報（(1)①）を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 3個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報（(1)①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

《個人情報の共同利用について（分譲マンション管理費収納規定）》

改訂前	改訂後
（４）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	（４）個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩

《すみかえ応援クレジット規定》

改訂前	改定後
第 12 条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集团的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者） (2)総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者） (3)特殊知能暴力集団等	第 12 条（反社会的勢力等の排除） [1]申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集团的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） (2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業） (3)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (4)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為

(4) テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5) その他上記 (1) ～ (4) に準ずる者	等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者) (5)特殊知能暴力集団等 ((1) ～ (4)) に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人) (6)上記 (1) ～ (5) に掲げるもの (以下「暴力団員等」といいます。) の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7)テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8)その他上記 (1) ～ (7) に準ずる者
[3]申込者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	[2]申込者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5)その他上記 (1) ～ (4) に準ずる行為
[2]当社が、申込者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものとし、申込者はこれに応じていただきます。 [4]申込者が、 [1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判	[3]当社が、申込者が [1] [2] に反する疑いがあると具体的に認めた場合、申込者に報告を求めることができるものし、申込者はこれに応じていただきます。 [4]申込者が、 [1] のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判

明した場合、または〔3〕の確約に違反した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	明した場合、または〔2〕の確約に違反した場合、期限の利益を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。
---	---

《個人情報の取り扱いに関する同意条項（すみかえ応援クレジット規定）》

改訂前	改訂後
第1条（個人情報の取得・保有・利用） 〔1〕会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 （1）所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および会員が当社に届け出た事項 （2）本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 （3）本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 （4）本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報	第1条（個人情報の取得・保有・利用） 〔1〕申込者（当社との取引を申し込む者、当該取引に係る契約が成立した者。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。 （1）申込者が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報 （2）本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座等のご利用状況および契約に関する情報 （3）本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況 （4）本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報

(5)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、**会員**の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報、および**会員**の容貌画像情報

(6)お問い合わせ**またはご連絡した際等の通話の記録**情報

(7)本契約に関する与信後の管理のため、当社が必要と認めて取得した**申込者**等の住民票等に記載された情報

(8)官報や電話帳等一般に公開されている刊行物に記載された情報

(9)インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、または当社の会員サイトへのログインで、**会員**が当該オンライン取引やログインの際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）

(略)

[2]当社が本契約に関する事務（**コンピューター**事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

[3]当社が第三者（以下「提携先等」という）と提携**または共同**で発行するクレジットカード（以下「カード」という）を**共同発行する**場合は、**当該会社**が[1]

(5)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、**申込者**の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報、および**申込者**の容貌画像情報

(6)**来店、お電話等での**お問い合わせ、ご連絡等により**当社が知り得た情報（映像・音声等の情報を含む）**

(7)本契約に関する与信後の管理のため、当社が必要と認めて取得した**申込者**等の住民票等に記載された情報

(8)官報や電話帳等一般に公開されている刊行物に記載された情報

(9)インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、または当社の会員サイトへのログインで、**申込者**が当該オンライン取引やログインの際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）

(略)

[2]当社が本契約に関する事務（**コンピューター**事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、[1]により取得した個人情報を当該委託先企業に預託し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

[3]当社が**提携する**第三者（以下「提携先等」という）と発行するクレジットカード（以下「**提携クレジットカード**」とい

(1)、(5)の情報を取得することがあります。 [4]会員は、当社が以下の個人関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）	う)の場合は、当該提携先等が1の情報を取得することがあります。 [4]申込者は、当社が以下の個人関連情報を個人データとして取得することに同意します。 事業者から提供される電話番号接続履歴（固定電話および携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、番号、調査年月日、電話接続状況を含む。）
第2条（個人情報のその他の目的での利用） 会員は、当社が第1条[1]に記載した目的のほか、以下の目的のために第1条1(2)(3)(4)(6)(8)(9)(10)の個人情報（個人信用情報機関から取得した情報は除く）を利用することに同意します。	第2条（個人情報のその他の目的での利用） 申込者は、当社が第1条[1]に記載した目的のほか、以下の目的のために第1条1(2)(3)(4)(6)(8)(9)(10)の個人情報（個人信用情報機関から取得した情報は除く）を利用することに同意します。
第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 [1]個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用に関する同意 会員は、下記の事項に同意します。 ①当社は会員および当該会員の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（注）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員および当該会員の配偶者に関する個人信用情報（[3]（1）に定める情報	第3条（個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用および個人信用情報機関への個人信用情報の提供） 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 [1]個人信用情報機関が保有する個人信用情報の利用に関する同意 申込者は、下記の事項に同意します。 ①当社は申込者および当該申込者の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（注）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、申込者および当該申込者の配偶者に関する個人信用情報（[3]（1）に定

をいいます。以下同じ。)をこれら個人情報機関に照会します。

②上記①の照会により、これら個人情報機関に**会員**および当該**会員**の配偶者の個人情報登録されている場合は、当該個人情報の提供を受け、**会員**の支払い能力・返済能力の調査のために利用します。

[2]個人情報機関への個人情報の提供に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は**会員**および当該**会員**の配偶者に係る本契約に基づく下表に定める個人情報を、当社が加盟する個人情報機関において下表に定める期間保有され、[3]に記載のとおり利用されます。

(略)

②上記①により、当社が提供する個人情報は下記のとおりです。

a.株式会社 シー・アイ・シー

会員および**会員**の配偶者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

(略)

b.株式会社 日本信用情報機構

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および**会員**に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、申込日、申込商品種別等申込内容、契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等契約内容に関する情報、入金日、残高金額、延滞、支払停止の申出事実等返済に関する情報、債務整理、破産申立等取引事実に関する情報

める情報をいいます。以下同じ。)をこれら個人情報機関に照会します。

②上記①の照会により、これら個人情報機関に**申込者**および当該**申込者**の配偶者の個人情報登録されている場合は、当該個人情報の提供を受け、**申込者**の支払い能力・返済能力の調査のために利用します。

[2]個人情報機関への個人情報の提供に関する同意

申込者は、下記の事項に同意します。

①当社は**申込者**および当該**申込者**の配偶者に係る本契約に基づく下表に定める個人情報を、当社が加盟する個人情報機関において下表に定める期間保有され、[3]に記載のとおり利用されます。

(略)

②上記①により、当社が提供する個人情報は下記のとおりです。

a.株式会社 シー・アイ・シー

申込者および**申込者**の配偶者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

(略)

b.株式会社 日本信用情報機構

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および**申込者**に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、申込日、申込商品種別等申込内容、契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等契約内容に関する情報、入金日、残高金額、延滞、支払停止の申出事実等返済に関する情報、債務整理、破産申立等取引事実に関する情報

[3] 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員および当該会員の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する個人信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 (略) (3)個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報((1)①)を、提携信用情報期間を通じてその加盟事業者へ提供します。	[3] 個人信用情報機関による個人信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 申込者は、当社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による申込者および当該申込者の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する個人信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 (略) (3)個人信用情報機関による加盟事業者に対する個人信用情報の提供 当社が加盟する個人信用情報機関は、個人信用情報((1)①②③)を加盟事業者へ提供します。また個人信用情報((1)①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
第4条（個人情報の提供） 会員は、当社が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することをあらかじめ承諾します。	第4条（個人情報の提供） 申込者は、当社が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することをあらかじめ承諾します。
第5条（個人情報の開示・訂正・削除） [1]会員は、当社および第3条で記載する個人個人信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。	第5条（個人情報の開示・訂正・削除） [1]申込者は、当社および第3条で記載する個人個人信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
第6条（本同意条項に不同意の場合） 当社は会員が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員申込者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。	第6条（本同意条項に不同意の場合） 当社は申込者が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員申込者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第7条（利用中止の申し出） 第2条（（1）を除く）による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、会員から利用中止の申し出があった場合は、それ以降の利用を中止する措置をとります。	第7条（利用中止の申し出） 第2条（（1）を除く）による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、申込者から利用中止の申し出があった場合は、それ以降の利用を中止する措置をとります。
第8条（個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口） 個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見の申し出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。	第8条（個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口） 個人情報の開示・訂正・削除についての申込者の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見の申し出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。

《個人情報の共同利用について（すみかえ応援クレジット規定）》

改訂前	改訂後
(1)個人情報の共同利用・共同利用者の範囲について 株式会社エポスカード(以下「当社」という)はより付加価値の高いサービスを提供するため、丸井グループ会社(以下「共同利用会社」という)との間で会員の個人データを保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。 (2)共同利用する個人データの項目 (a)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および会員が当社に届け出た事項 (d)本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況（個人信用情報機関から取得した情報は除く）、および当社が求	(1)個人情報の共同利用・共同利用者の範囲について 株式会社エポスカード(以下「当社」という)はより付加価値の高いサービスを提供するため、丸井グループ会社(以下「共同利用会社」という)との間で申込者の個人データを保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。 (2)共同利用する個人データの項目 (a)所定の申込書（電磁的申込書を含む）に申込者が記載した申込者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況および申込者が当社に届け出た事項 (d)本契約に関する申込者の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況（個人信用情報機関から取得した情報は除く）、および当

めて会員が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (g)インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、または当社の会員サイトへのログインで、会員申込者が当該オンライン取引やログインの際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等） (4)個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一	社が求めて申込者が提出した源泉徴収票等によって取得した収入等の情報 (g)インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、または当社の申込者サイトへのログインで、会員申込者が当該オンライン取引やログインの際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等） (4)個人データの管理について責任を有する者の名称 株式会社丸井グループ 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2 代表取締役社長 青井 浩
---	---

《エポスかんたん決済（後払い）規定》

改訂前	改訂後
第 16 条（反社会的勢力等の排除） (1) 会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 a.暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者）	第 16 条（反社会的勢力等の排除） (1) 利用者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 a.暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） b.暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等におい

(3) 利用者は自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。

(2) 当社が、利用者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、利用者に報告を求めることができるものとし、利用者はこれに応じていただきます。利用者が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は利用者のカード利用を停止することがあります。

(4) 利用者が、(1) のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または (3) の確約に違反した場合、第 17 条 (1) c への該当により、利用者資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。

第 17 条 (利用者資格の喪失、退会およびカードの利用停止等)

(1) 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合には、利用者に通知することなく後払いのご利用停止、ご利用上限額の変更、利用者資格の喪失等の措置をとることがあります。なお、利用者資格を喪失した場合、当社が利用者に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。

行為を行わないことを確約するものとします。

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為
- e. その他上記 a～d に準ずる行為

(3) 当社が、利用者が(1)(2)に反する疑いがあると具体的に認めた場合、利用者に報告を求めることができるものとし、利用者はこれに応じていただきます。利用者が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は利用者の後払い利用を停止することがあります。

(4) 利用者が、(1) のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または (2) の確約に違反した場合、第 17 条 (1) d への該当により、利用者資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。

第 17 条 (利用者資格の喪失、退会およびカードの利用停止等)

(1) 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合または当社が該当したと判断した場合には、利用者に通知することなく後払いのご利用停止、ご利用上限額の変更、利用者資格の喪失等の措置をとることがあります。なお、利用者資格を喪失した場合、当社が利用者に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。

《プリペイドカード規約》

改訂前	改訂後
第7条（カードの利用） [1] 会員は当社が指定する店舗、施設（以下「加盟店」という）で、カードを提示し、伝票等に署名することまたは、その他の当社が定める方法により、カードにチャージされた未利用の残高（以下「利用可能残高」という）の範囲内で、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます。なお、当社が認めた場合、伝票等への署名を省略できるものとします。	第7条（カードの利用） [1] 会員は当社が指定する店舗、施設（以下「加盟店」という）で、カードを提示するとともに、伝票等へ署名することまたは暗証番号を端末機等へ入力すること、ウェブサイトへカード番号・暗証番号等を入力すること、その他の当社が定める方法により、カードにチャージされた未利用の残高（以下「利用可能残高」という）の範囲内で、商品・権利の購入またはサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます。なお、当社が認めた場合、伝票等への署名を省略できるものとします。
第16条（カードの利用停止措置、会員資格の喪失等） [1] 当社は次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、カードの利用停止、会員資格の喪失の措置ができるものとします。その場合、当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じるものとします。 (4) 会員が、当社に対して暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または加盟店に対する法的な責任を超えた不当な要求をした場合	第16条（カードの利用停止措置、会員資格の喪失等） [1] 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合または当社が該当したと判断した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止（カードショッピングの全部又は一部の利用停止、及びカード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含む）、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。 (4) 当社が認識した事由に起因して不正被害を未然に防止する必要があると当社が判断した場合。 (5) 会員が、自らまたは第三者を利用して暴力、威嚇、脅迫、暴言、誹謗中傷その他の暴力的な言動を用い、または執拗な問い合わせ等により正当な理由なく当社の業務を妨害したとき、その他違法行為や当社または加盟店に対する法的な責任を超えた不当な要求をした場合。

(5)会員が死亡した場合、または死亡の連絡を受けた場合 (6)その他当社が会員として不適格と判断したとき。	(6)会員が死亡した場合、または死亡の連絡を受けた場合 (7)その他合理的な理由に基づき、当社が会員として不適格と判断した場合。
第 24 条（反社会的勢力等の排除） [1]会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者） (2)総会屋、社会運動等標榜者（社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者）	第 24 条（反社会的勢力等の排除） [1]会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団（構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体）の構成員、暴力団の構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者、準構成員（暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し関与する者） (2)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業） (3)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者） (4)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者） (5)特殊知能暴力集団等（（１）～（４）に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景

(3)特殊知能暴力集団等 (4)テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (5)その他上記(1)～(4)に準ずる者	に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人) (6)上記(1)～(5)に掲げるもの(以下「暴力団員等」といいます。)の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (7)テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (8)その他上記(1)～(7)に準ずる者
[3]会員は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。	[2]会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、あるいは当社の業務を妨害する行為 (5)その他上記(1)～(4)に準ずる行為
[2]当社が、会員が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。 [4]会員が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[3]の確約に違反した場合、第23条[1](3)への	[3]当社が、会員が[1][2]に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。 [4]会員が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[2]の確約に違反した場合、第23条[1](3)への該当により、会員

該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。	資格を喪失し、債務残額を一括して支払うものとします。
-------------------------------------	----------------------------

≪個人情報の取り扱いに関する同意条項（プリペイドカード規約）≫

改訂前	改訂後
第2条（個人情報の取得・保有・利用） [1]会員は、当社が以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。 (1)所定の申込書に記載された会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の会員が当社に届け出た事項 (2)カードの申込日、チャージ額および未利用残高 (3)カードの利用日、利用店舗、商品名および利用額 (4)その他カードに関して当社が知り得た会員の情報 (5)本項各号に定める情報に付帯する個人情報ならびに個人関連情報(第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む)	第2条（個人情報の取得・保有・利用） [1]会員は、当社が以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意します。 (1)会員が、所定の申込書（電磁的申込書を含む）に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント等のインターネット上の連絡先、勤務先、家族構成、住居状況、在留資格等に関する情報等の情報 (2)カードの申込日、チャージ額および未利用残高 (3)カードの利用日、利用店舗、商品名および利用額 (4)その他カードに関して当社が知り得た会員の情報 (5)本項各号に定める情報に付帯する個人情報ならびに個人関連情報(第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む)